

住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

※世帯全員が非課税の世帯（3万円/1世帯・7万円/1世帯受給済み世帯）は対象になりません。

物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】（10万円/1世帯）のご案内

物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】（1世帯あたり10万円）は、令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯を支援するために支給する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円** ※1回限り

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において邑楽町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税の方で構成されている世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯

※上記に該当しても、住民税が課税されているかたに世帯全員が扶養されている世帯は支給の対象になりません。

申請の有無 ※世帯の状況により異なります

世帯全員の令和5年度

①住民税均等割のみ課税の方で構成されている世帯

または

②住民税均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯

世帯の全員が①もしくは②であることが確認された世帯

①もしくは②であることが確認出来ない世帯員がいる
・世帯に令和5年1月2日以降に転入した人等がいる
・世帯に未申告の方がいる

邑楽町から確認書が届きます
（要返送）

令和5年12月1日時点で邑楽町に住民登録がある対象世帯へ確認書が送付されます

2月中旬に送付します

申請が必要です

【申請締切】令和6年5月31日（金）
【申請書配布先】邑楽町役場福祉介護課
邑楽町ホームページ

【提出書類】世帯主の本人確認書類（写し）
振込先金融機関口座（写し）

【下記に該当する方は添付書類も必要となります】

- ① 令和5年1月2日以降邑楽町に転入した方（令和5年1月1日現在居住していた市区町村が発行する課税証明書が必要）
- ② 未申告の方（申告後、申告書の写しが必要）

住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯で18歳以下の児童を扶養されている方については裏面もご確認ください

物価高騰対応給付金【令和5年度こども加算】 (5万円/児童1人あたり)の追加給付のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【追加支援】(7万円/1世帯)受給済み世帯、または、物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】(10万円/1世帯)受給済み世帯で18才以下(平成17年4月2日以降に生まれた児童)の児童を扶養されている世帯

給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり5万円 ※1回限り

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において邑楽町に住民登録があり

①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【追加支援】(7万円/1世帯)

②物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】(10万円/1世帯)

①・②のいずれかを受給した世帯で扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

※令和5年12月2日以降令和6年3月31日までに出生した新生児も対象となります。

申請の有無

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円/1世帯)受給済み世帯

または

物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】(10万円/1世帯)

受給済み世帯

どちらかの給付金を受給した世帯のうち

18歳以下の児童を扶養している世帯

邑楽町から支給決定通知書が届きます

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円/1世帯)受給済み世帯：3月中

物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】(10万円/1世帯)受給済み世帯：10万円受給後

※振込先等変更がなければ手続き不要です。

お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課 (1階④窓口)

「物価高騰対応給付金【令和5年度均等割のみ課税給付】」・「物価高騰対応給付金【令和5年度子ども加算】」窓口



0276-47-5022

受付時間 平日 8:30~17:15 (土日・祝祭日を除く)

